

消防消第97号  
平成14年4月26日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁消防課長

### ワールドカップサッカー大会に関する消防庁連絡会議の設置について

ワールドカップサッカー大会が本年5月31日から日韓共同で開催されますが、競技場を管轄する消防本部では、試合当日、消防・救急警戒を実施し、事故防止や万一災害が発生した場合の迅速、的確な対応を図ることとしています。

消防庁ではこれまで、「2002年FIFAワールドカップサッカー大会開催都道府県・政令市テロ対策本部担当部長会議」を開催するとともに、開催県及び関係消防本部とワールドカップサッカー大会に関する消防関係連絡会議を開催し、消防・救急警戒等の万全を期するため連携を図ってきたところです。

開催まであと1箇月余となり、消防庁では「ワールドカップサッカー大会に関する消防庁連絡会議」を設置し、消防庁内における各種情報の集約、関係省庁との連絡調整等を図ることとしました。

この旨、貴都道府県内の市町村及び消防本部に対し周知願います。

## ワールドカップサッカー大会に関する消防庁連絡会議の設置について

平成14年4月26日

消 防 庁

- 1 2002年ワールドカップサッカー大会における地方公共団体の消防・救急警戒等の万全を期するため、消防庁にワールドカップサッカー大会に関する消防庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
  - (1) 連絡会議の議長は消防庁次長とする。  
議長は、本会議の事務を総括する。
  - (2) 連絡会議の副議長は消防庁審議官とする。  
副議長は、議長を補佐するとともに、議長が不在のときには議長の職務を代行する。
  - (3) 構成員は次のとおりとする。  
総務課長  
消防課長  
防火安全室長  
防災課長  
防災情報室長  
救急救助課長  
広域応援対策官
- 3 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- 4 連絡会議の庶務は、消防課において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議の承認を受けて議長が定める。